

平成26年第378回矢吹町議会臨時会会議録目次

第1号（2月12日）

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	1
出席議員.....	1
欠席議員.....	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	1
職務のため出席した者の職氏名.....	2
開会の宣告.....	3
開議の宣告.....	3
会議録署名議員の指名.....	3
会期の決定.....	3
報告第1号の上程、説明、質疑.....	4
報告第2号の上程、説明、質疑.....	7
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	8
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	15
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	20
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	21
閉会の宣告.....	22
署名議員.....	23

平成 2 6 年 2 月 1 2 日 (水曜日)

(第 1 号)

平成26年第378回矢吹町議会臨時会

議事日程(第1号)

平成26年2月12日(水曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 報告第 1号 専決処分の報告について(専決第1号 損害賠償について)
日程第 4 報告第 2号 専決処分の報告について(専決第2号 損害賠償について)
日程第 5 議案第 1号 柿之内地区仮置場管理工事請負契約の一部変更について
日程第 6 議案第 2号 田内地区仮置場管理工事請負契約の一部変更について
日程第 7 議案第 3号 耐震性飲料水兼用貯水槽設置工事請負契約の締結について
日程第 8 議案第 4号 平成25年度矢吹町一般会計補正予算(第6号)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(16名)

1番	安井敬博君	2番	加藤宏樹君
3番	薄葉好弘君	4番	佐藤幸市君
5番	鈴木隆司君	6番	青山英樹君
7番	竹元孝夫君	8番	鈴木一夫君
9番	大木義正君	10番	熊田宏君
11番	角田秀明君	12番	柏村栄君
13番	諸根重男君	14番	藤井精七君
15番	吉田伸君	16番	栗崎千代松君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 野崎吉郎君 副町長 渡邊正樹君
企画経営課長 藤田忠晴君 総務課長 水戸邦夫君

町民生活課
主 幹 泉 川

稔 君

産業振興課長
兼農業委員会
事務局 長

圓 谷

誠 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局 長 須 藤 源 太

主任主査兼
次 長

松 谷

誠

開会の宣告

議長（栗崎千代松君） 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は16名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより第378回矢吹町議会臨時会を開会いたします。

（午前10時00分）

開議の宣告

議長（栗崎千代松君） これより会議を開きます。

これより日程に入ります。

会議録署名議員の指名

議長（栗崎千代松君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により、

4番 佐藤幸市君

5番 鈴木隆司君

を指名いたします。

会期の決定

議長（栗崎千代松君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期及び議事日程については、議会運営委員会において審議されておりますので、その審議結果について報告を求めます。

議会運営委員会委員長、9番、大木義正君。

〔9番 大木義正君登壇〕

9番（大木義正君） 議場の皆さん、おはようございます。

本日、第378回矢吹町議会臨時会が招集になりましたので、午前9時30分から議会運営委員会を開き、今臨時会の運営について協議をいたしました。

協議に入る前に、町長から提出されました議案について企画経営課長から説明を求め、さらに議長から提出された日程等について議会事務局長から説明を求め、協議をいたしました結果、会期を本日2月12日の1日間とし、議案審議につきましては、専決処分の報告2件、工事請負契約変更2件及び工事請負契約締結1件、一般会計補正予算1件であり、全体審議とすることに協議が成立いたしましたので、議員各位のご協力をお願いいたします。

以上で議会運営委員会からの報告を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（栗崎千代松君） お諮りいたします。ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり、今臨時会の会期は、本日2月12日の1日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日2月12日の1日間と決定いたしました。

報告第1号の上程、説明、質疑

議長（栗崎千代松君） 日程第3、これより報告第1号 専決処分の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、おはようございます。それでは、説明させていただきます。

報告第1号 専決処分の報告についてであります。専決第1号 損害賠償について、本件は、平成25年11月8日午後4時ごろ、矢吹町八幡町地内において、水道料金等賦課徴収委託業務の受託者である公益社団法人矢吹町シルバー人材センターの会員が公用車を運転していたところ、交差点を直進した際に他車両と出会い頭に衝突後、相手方所有の擁壁に衝突し、同所有物に損害を与えたことに対する損害賠償であります。

なお、損害賠償額は24万1,500円であり、相手方との示談は成立しております。

損害賠償の額については、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分の指定を受けているため、平成26年1月11日付で決定し、同条第2項の規定に基づき報告するものであります。

以上であります。

議長（栗崎千代松君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

1番。

〔1番 安井敬博君登壇〕

1番（安井敬博君） 報告第1号に関連いたしまして、質問をさせていただきます。

本件は、公用車の事故に起因するものと報告をされておりますが、この矢吹町の公用車に係る事故というのが今回だけではなく、かなり多いように感じます。それで、公用車を運転する際の管理規程、そういったものがあるかどうか、また、公用車を職員以外、今回の場合は委託をしているということでシルバー人材センターの、会員ということですが、そういった職員以外に貸し出す場合の規程等、また、管理の際に注意することとか、そういったものが存在するかどうかお尋ねするとともに、もう一点お尋ねしたいのは、このような事故があった際、けが等、そういったものが付随すると思います。今回は死亡事故、そういったものに至らなかったということもありますけれども、そのような安全管理というものがどのようにされているのか、お尋ねしたいと思います。ご答弁をよろしくお願いいたします。

議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

町長（野崎吉郎君） 安井議員の質問にお答えさせていただきます。

公用車の事故が多いと大変心配されている、このことについては、事故が何件が発生したことについてはおわびを申し上げたいというふうに思っております。今後も職員のほうにも交通事故絶無しに向けて、そうした周知徹底についても町として協議を深めていきたいと、指導していきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひします。

もちろん、ご質問にあった管理規程についてはございますし、安全管理についても、この管理規程に基づいて周知徹底を図っているところでございますので、この件についてもご理解をいただきたいと思ひます。

なお、管理規程等についての詳細な説明については水戸総務課長のほうから次に説明をさせますので、よろしくお願ひ申し上げまして質問の答弁とさせていただきます。

議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

総務課長、水戸邦夫君。

〔総務課長 水戸邦夫君登壇〕

総務課長（水戸邦夫君） 1番、安井議員のご質問にお答えします。

先ほど来、町長からご説明あったとおり、車両管理規程等については職員、全てのかかわるものとしてございます。内容については、今、手元のほうにお持ちしていませんので、後でお知らせしたいと思ひます。

2点目のシルバー人材センターの職員としての貸し出しについてであります。職員同様の車両管理規程に基づいて貸し出ししているというような状況でありますので、ご理解いただきたいと思ひます。

あわせて、車両事故等が多いということでありまして、町役場におきましても安全運転管理者並びに副管理者ということで私ども総務課が所管をしておりまして、それぞれの公用車の運転については安全運転を遵守していただきたいということで逐次お知らせしながら、こういった事故等が起きた場合については、逐次当事者のほうに安全運転の管理について指示並びにお願ひをしているような状況であります。

以上であります。

議長（栗崎千代松君） ほかに質疑ありませんか。

6番。

〔6番 青山英樹君登壇〕

6番（青山英樹君） ただいまの件に関しましてお尋ねいたしますが、管理規程があるとしながらも、いわゆる今回はシルバー人材センターの会員の方ということで、そこまでを町として所掌する資格がある会員なのかどうかということで考えますと、いわゆる公用車を運転した方は町で所掌する範疇には含まれないのがシルバー人材センターの会員さんではないかというふうに、別枠であるというふうに思うのですが、そういう方に関しての使用規程というものがどのようになっているのか、明確に文言でお知らせいただければお願ひいたします。

議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

町長（野崎吉郎君） 6番、青山議員の質問にお答えさせていただきます。

ただいま、私のほうからと水戸総務課長から話がありましたように、車両の貸し出しについては車両管理規

程に規定されている、その規定に基づきまして貸し出しをしている。したがって、シルバー人材センターのほうで会員として登録されているということであれば、管理規程に基づいた正規の手續に基づいた貸し出しだと。会員についてもシルバー人材の会員であることを前提に貸し出しをしているということでございますので、町としては、きちっとした車両管理規程に基づいた貸し出しをしているということで、ご理解をいただきたいと思ひます。

なお、詳しい文言について、明確な文言についてお示しいただきたいという点については、水戸総務課長のほうから答弁をさせますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

総務課長、水戸邦夫君。

〔総務課長 水戸邦夫君登壇〕

総務課長（水戸邦夫君） 6番、青山議員のご質問なのですが、今、町長から説明あったように、車両管理規程に基づいて具体的なシルバー人材センター職員の貸し出し規程等については、今、手元のほうにないの、後で確認の上、特に水道事業業務の委託管理という範疇の中で公用車を運転しておりますので、そういった部分も踏まえて後でお知らせしたいと思ひます。

あと、車両事故にかかわる補償の関係であります、あくまでも町の公用車の運転ということで、公用車車両に係る保険に基づいた補償というような形になっておりますので、職員同様の身分行為のもとで運転したことということで車両の保険に基づいた今回の補償であるということを確認させていただきたいと思ひます。

以上です。

議長（栗崎千代松君） ほかに質疑ございませんか。

2番。

〔2番 加藤宏樹君登壇〕

2番（加藤宏樹君） それでは、1号報告についてですが、事故の内容がいまいち不明な点がありますので、詳細な内容をちょっと報告していただいて、要は、車と衝突して擁壁にぶつかったとありますが、当町の車が擁壁にぶつかったのか相手車がぶつかったのか、その辺も不明ですので、あと、最終的な事故の過失割合等もわかれば教えていただきたいと思ひます。よろしく答弁のほどお願ひします。

議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

町長（野崎吉郎君） 2番、加藤議員の質問にお答えさせていただきます。

事故の詳細内容、過失割合等についておたがしでございますが、この件につきましては水戸総務課長より答弁させますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

総務課長、水戸邦夫君。

〔総務課長 水戸邦夫君登壇〕

総務課長（水戸邦夫君） 2番、加藤議員のご質問にお答えします。

まず、事故の状態ではありますが、交差点での車両衝突ということで、私どものほうの車両が相手方、後の報告2号のほうに出てくるんですが、柳沼さんの所有の車のほうに衝突しまして、出会い頭といたしますか、柳沼さんの車のほうが衝突時に基づきまして左側倉庫にありました擁壁、さらには後で報告等といたしますか、まだ示談の手続が済んでいないのですが、その先にある藤田さんという家のカーポートの損傷等についてもこの後事案として出てきます。そんな形で直接擁壁のほうの損傷した部分については、私どもの車両の衝突に伴って相手方の車両が擁壁にこすりながら、さらにその先のカーポートに衝突しているというような状況になっております。

ちなみに過失割合ではありますが、一応町のほうが6割、相手方のほうが4割というような考え方で、それぞれの物損については過失割合の大きい町のほうがとりあえず負担をしまして、その後、保険のそれぞれの過失割合に応じて保険会社のほうに返戻されるというような形で、今後手続をとられる予定になっております。

以上であります。

議長（栗崎千代松君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

報告第1号 専決処分の報告については、地方自治法第180条第2項の規定による報告のため、討論は省略いたし、報告のみとさせていただきます。

報告第2号の上程、説明、質疑

議長（栗崎千代松君） 日程第4、これより報告第2号 専決処分の報告についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

町長（野崎吉郎君） それでは説明させていただきます。

報告第2号 専決処分の報告についてであります。専決第2号 損害賠償について、本件は、平成25年11月8日午後4時ごろ、矢吹町八幡町地内において、水道料金等賦課徴収委託業務の受託者である公益社団法人矢吹町シルバー人材センターの会員が公用車を運転していたところ、交差点を直進した際に相手車両と出会い頭に衝突し、同車両に損害を与えたことに対する損害賠償であります。

なお、損害賠償額は45万8,400円であり、相手方との示談は成立しております。

損害賠償の額については、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分の指定を受けているため、平成26年1月29日付で決定し、同条第2項の規定に基づき報告するものであります。

以上です。

議長（栗崎千代松君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

15番。

〔15番 吉田 伸君登壇〕

15番(吉田 伸君) 簡単な質問で申しわけありませんけれども、損害の45万と言っていますね。運転手には、シルバーセンターのほうで、身体的な後遺症とか何かはないんですか。そのことを先ほど、前の質問で抜けたものですから、人命というのは大事ですから、この辺も答弁をお願いします。

議長(栗崎千代松君) 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

町長(野崎吉郎君) 15番、吉田議員の質問にお答えさせていただきます。

今回の事故に伴って、当事者等含めて相手方にけががなかったのかというようなご質問でございますが……。

〔発言する者あり〕

町長(野崎吉郎君) 当方、相手方という話をさせていただきました。当方、相手方にけががなかったかのご質問でございますが、幸いにけが人はなかったということでございますので、非常に安心しております。

以上で、質問に対する答弁とさせていただきます。

議長(栗崎千代松君) ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(栗崎千代松君) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

報告第2号 専決処分の報告については、地方自治法第180条第2項の規定による報告のため、討論は省略いたし、報告のみとさせていただきます。

議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長(栗崎千代松君) 日程第5、これより議案第1号 柿之内地区仮置場管理工事請負契約の一部変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

町長(野崎吉郎君) それでは説明させていただきます。

議案第1号 柿之内地区仮置場管理工事請負契約の一部変更についてであります。本案は、平成25年2月25日に議会の議決を受けました柿之内地区仮置場管理工事請負契約の締結についての一部変更を行うものであります。

変更内容につきましては、当初、単体の布設を予定しておりました遮水シートについて、除去土壌等保管の安全性をより高めるため、保護マットによる補強3,645平方メートルを布設することによる増、仮置き場に一時保管となっていたフレキシブルコンテナを仮置き場へ搬入する運搬費の増、平成25年4月5日付福島県土木工事単価表改正に伴うインフレスライド適用による増、仮置き場覆土量の増、その他現場精査に伴う各種数量の増減となっております。

これら変更に伴い4,373万6,700円の増額となり、契約金額が1億3,613万6,700円に変更となりますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を経て、変

更契約を締結するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上でございます。

議長（栗崎千代松君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

8番。

〔8番 鈴木一夫君登壇〕

8番（鈴木一夫君） 本件に関して、今、町長から説明がありましたが、幾つか、主に金額について質問をさせていただきます。

先ほど全員協議会の中で説明がございましたが、金額云々については詳細な説明というのがありませんでしたので、説明をお願いいたします。

まず、一番ポイントとなっております保護マットの設置、補強に関する保護マットの設置活用でございますが、その点についての金額ですね。仮置き場から仮置き場への搬入に関する運搬費の増。さらには、インフレスライド、主にこれは新聞報道等と伺っておりますが、主に福島県の単価が上がっているということでございますから、そこら辺も含めて、トータル4,300万と非常に大きな金額が増額されておりますので、ここら辺の内容についてご説明をお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

町長（野崎吉郎君） それでは、8番、鈴木一夫議員のご質問にお答えさせていただきます。

先ほどの議会開催前の議会全員協議会で、今回の議案第1号について、なぜ変更増額契約になるのかということについて項目を説明を申し上げましたが、詳細な金額までは説明するには至っておりません。今回、詳細な説明をお願いしますということでございますが、私のほうからは概略を説明させていただきたいと思っております。

保護マット項を含めて、さまざまな工事の種別で増額の理由が発生しております。増額の金額については約6,000万ほどの増額になるわけでございますが、一部小学校等の搬入に伴いまして、契約が小学校のほうに移ることによりまして減額する部分も発生するということでございますので、その増減で4,373万6,700円、今回増額するということになっております。

なお、工事種別に伴いまして増減の理由並びに増減額については、詳しい数字については泉川主幹のほうから説明をさせますので、よろしくお願いいたしますというふうに思っております。

以上です。

議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町民生活課主幹、泉川稔君。

〔町民生活課主幹 泉川 稔君登壇〕

町民生活課主幹（泉川 稔君） 8番、鈴木議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、主な内容、それから金額でございますけれども、保護マット工、こちらにつきましては約1,300万、それから仮置き場、当初予定なかったんですが、仮置き場からの仮置き場への運搬工830万、それから急

激な物価スライドによりますインフレスライドによります増額分が740万でございます。

特に、保護マットでございますけれども、保護マットにつきましては当初予定にはございませんでした。昨年の3月に県の除染対策課のほうがこちらにお見えになりまして、仮置き場の図面等の状況を見ていただきました。その中で、保護マット、これからはやっていくようになりますよというアドバイスをまずいただきました。昨年の5月に仮置き場の指針の案が出されました。その後、正式には8月に、仮置き場の設計の指針が正式に決定したということでございます。したがって、県のアドバイス等があった関係から、当初から保護マットにつきましては設置をしております。ですから、フレキシブルコンテナを積んだ後に手直しという形でやったわけではなくて、保護マットを敷いて、遮水シートを敷いて、さらにその上に保護マットを敷くというような手法で現場のほうは施工してございます。

それから、インフレスライドによります増額のことでございますが、県の労務等の単価がでございます。そちらの改正がございました。主に普通作業員が一番出てはくるんですが、普通作業員が約28%ほど金額のほうが上がっております。そんな関係で、こちらの条項を適用させていただいた内容になっております。

以上でございます。

議長（栗崎千代松君） ほかに質疑ございませんか。

6番。

〔6番 青山英樹君登壇〕

6番（青山英樹君） ただいまの内容に関しましてでございますが、町長から説明ありましたように、既存の管理の中での1,600万から1,700万ほど減額した中であって、その上でもって4,300万ほどふえるわけですから、結果として6,000万の金額の増となるということ、これは全協でも説明ありました。ただいまの同僚議員からの質問をもとに計算しますと2,870万ということで、残りまだ3,000万ほどの部分があるのではないかと思います。恐らくそれは、私どもで聞きましたところ、覆土の量及び破碎関係ということでございましたので、その部分についてもう少し詳しくご説明いただければお願いします。

議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

町長（野崎吉郎君） 6番、青山議員の質問にお答えさせていただきます。

金額の増減について理解ができない部分があるというようなおただと、覆土量、破碎の関係で詳細な説明をということでございますので、これらについては町民生活課の泉川主幹のほうから説明をさせますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町民生活課主幹、泉川稔君。

〔町民生活課主幹 泉川 稔君登壇〕

町民生活課主幹（泉川 稔君） 青山議員のご質問にお答えをいたします。

先ほど申し上げました以外の項目でございますけれども、仮置き場、当初予定になかった仮置き場の雑

木等、こちらを破碎処理行っております。量を減らすために破碎処理を行い、チップ化する作業を行いました。こちらの費用が420万。

それから、汚染土のうの作成ということで、破碎処理を行ったものについてフレコンに収納しました。そういったフレコンの費用等々が491袋ほどございまして、約1,070万。

それから、覆土工の増ということで、今回、可燃物ですか、土以外のものの量が結構ありました。そちらにつきましても、当然仮置き場の中に収納してございます。その上に遮蔽ということで覆土する関係があります。覆土しますと、やはり可燃物ですので沈下が生じます。そういったことから、覆土の量等がふえた関係で1,683万ほど増加しております。

それから、水位ですね、水道観測するための井戸といいますか、ボーリングをしております。当初は4メートル程度しか見ていなかったんですが、高台にあるということで、そちらについても21メートルほど延ばしております。その関係で約90万ほど金額のほう伸びているような状況でございます。

詳細につきましては以上でございます。

議長（栗崎千代松君） ほかに質疑ございませんか。

6番。

〔6番 青山英樹君登壇〕

6番（青山英樹君） ただいまの質問の中での破碎の部分なんですけれども、あくまでもこれは管理工事請負契約ということでございまして、破碎関係に関しては、あくまでも造成工事の中の部門の中で見積もられているのではないかというふうに思うわけなんですけれども、あくまでも造成と管理の仕事の分離の中で、破碎に関しては常識的にいけば造成の分野であり、今回の管理工事の中の一部変更には当てはまらないのじゃないかという認識がございまして、およそ1,000万のお金ですので、それは改めて別途、造成のほうの工事管理の範疇ではないかと伺うんですが、お答え願います。

議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

町長（野崎吉郎君） 6番、青山議員の質問にお答えさせていただきます。

今回の工事の種別の中で破碎については管理工事の中に入らず、あくまでも造成工事ではないかというようなおただしでございまして、そうした形での関係性について、これについても町民生活課の泉川主幹のほうから答弁させますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町民生活課主幹、泉川稔君。

〔町民生活課主幹 泉川 稔君登壇〕

町民生活課主幹（泉川 稔君） 6番、青山議員の質問にお答えをいたします。

造成でもって発生した樹木等の破碎の関係でございまして、こちらにつきましても、樹木等の伐採したものを1カ所に集めました。造成工事はいくまでも土をいじる作業というふうなことで分けをさせていた

だいております。

したがって、一旦集めた樹木等のチップ化につきましては、管理工事ということで今回区分けをさせていただいております。当然のことながら造成工事のほうで費用は見込んでおりませんので、二重ということはないということでございます。

以上でございます。

議長（栗崎千代松君） ほかに質疑ございませんか。

6番。

〔6番 青山英樹君登壇〕

6番（青山英樹君） ただいまの答弁の中でのお話でございますが、造成ではなくて管理業務のほうで見積もりするということでございますけれども、当初、山を造成地区分けでもって、その中で、当初、山を造成して立ち木とかそういったものを破碎していくわけなんですけれども、当然木がどのくらいあるかというのは事前にわかっていまして、破碎する量というのはわかっているわけですね。当然それは当初の9,240万の中での予算の中で見積もられているべきであって、改めてこの6,000万ふやす中であって見積もられるということが、ちょっと理解できないんです。この工事とは別に、新たに仮置き場をつくる、造成していくことで、新たに必要な立ち木とかそういったものの破碎に関してであればわかるんですが、当初9,240万というものを入札価格として積算したわけでございますから、その中に当初の、これだけの破碎する必要なものというのが見込まれていたわけだというふうに常識的には考えるところでございます。その辺についてはいかがなのか伺います。

議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

町長（野崎吉郎君） 再度の青山議員のご質問でございますが、この工事については、当初見積もられるべき額ではないかというようなおたがしでございますが、この件についても町民生活課の泉川主幹から答弁させますので、よろしくお願ひさせていただきますと思います。

以上です。

議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町民生活課主幹、泉川稔君。

〔町民生活課主幹 泉川 稔君登壇〕

町民生活課主幹（泉川 稔君） 6番、青山議員のご質問にお答えをいたします。

当初から見込めなかったのかということでございますけれども、仮置き場につきましては後で発生したものでございますので、当然見込むことはできませんでした。仮置き場の候補地につきましても、当初これほどということも当然ございましたし、申しわけありませんが、当初から見込めなかったということでございます。

よろしくお願ひいたします。

議長（栗崎千代松君） ほかに質疑ございませんか。

1番。

〔1番 安井敬博君登壇〕

1番(安井敬博君) 同僚議員からの質問のお答えに対して、保護マットの当初予定されていなかったものとして1,300万ということでしたが、この金額云々についての質問ではなく、保護マットというものが8月には指針が決定されて、それに基づいてつくられたということで、当初の搬入工事の前から既にできていたということで、なぜそのときに、この1,300万の増額変更が業者のほうから出されなかったのか、要求なかったのか、そのような経緯をお聞きしたいと思います。よろしくご答弁をお願いいたします。

議長(栗崎千代松君) 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

町長(野崎吉郎君) 1番、安井議員の質問にお答えさせていただきます。

保護マットについては、当初から知り得たことではなかったのかというようなおただしてございますが、経過も含めて詳しい内容等については、これも町民生活課の泉川主幹のほうから答弁させますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

議長(栗崎千代松君) 答弁を求めます。

町民生活課主幹、泉川稔君。

〔町民生活課主幹 泉川 稔君登壇〕

町民生活課主幹(泉川 稔君) 1番、安井議員のご質問にお答えをさせていただきます。

保護マットを施工しました経過ということでございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、昨年3月に県の除染対策課のほうで仮置き場の構造等について見ていただきました。その中で、仮置き場のより安全性を高めるために保護マットの施工について再度検討したほうがいいですよというふうなアドバイスをいただきました。そんな関係から、正式な指針については8月に提示はされているものの、仮置き場の安全性ということを中心に置きまして、施工の当初から現場のほうは施工させていただいております。町長のほうに協議した結果、そういうことでございます。

内容は以上でございます。

〔発言する者あり〕

議長(栗崎千代松君) いいですか。泉川主幹、大丈夫ですか。

〔発言する者あり〕

議長(栗崎千代松君) 1番。

〔1番 安井敬博君登壇〕

1番(安井敬博君) ただいまの答弁で、私の質問のほうの意図が伝わりにくかったということで、率直におわび申し上げます。

質問の意図は、8月の時点でマットを施工するということがわかっていたので、その1,300万につきましては、その後その分だけは増額補正ができたのではないかと、なぜそれができなかったのかということをご質問させていただきました。よろしくご答弁をお願いいたします。

議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

町長（野崎吉郎君） それでは、1番、安井議員の質問にお答えさせていただきます。

今回の保護マットの工事については、契約について事前にこの金額を組み込むことができたのではないかというような、そういうおたしだというふうに思いますが、これらについては、今回説明させていただきましたように多くの項目がございます。増減がございます。そうしたその他の部分も含めて、保護マットだけではなくて、その他の部分についても皆さんにお諮りする都合もございまして、こうした形で時期が今回になってしまったということについて、ご説明をさせていただきたいと思っております。

なお、そうした経過も含めて、再度、町民生活課の泉川主幹のほうから説明させますので、よろしくお願ひします。

以上です。

議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町民生活課主幹、泉川稔君。

〔町民生活課主幹 泉川 稔君登壇〕

町民生活課主幹（泉川 稔君） 1番、安井議員のご質問にお答えさせていただきます。

今ほど、町長のほうから答弁がございましたように、施工した経過につきましては3月、5月、8月というふうな経過で施工はさせていただきました。なぜ変更が今なのかということになると思いますが、そちらにつきましても町長がお答えいたしましたとおり、この工法のほかにもさまざまな場面場面で変更がございます。そういったことを踏まえまして、今回、途中途中で町長との協議をしながら現場のほうは進めておりました。今回、そういった変更内容につきましては、まとめて議案として上げさせていただきました。

以上のような内容でございます。

議長（栗崎千代松君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（栗崎千代松君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第1号……。

〔発言する者あり〕

議長（栗崎千代松君） それでは、ここで暫時休議いたします。

（午前10時52分）

議長（栗崎千代松君） 再開いたします。

(午前11時01分)

議長(栗崎千代松君) これより議案第1号 柿之内地区仮置場管理工事請負契約の一部変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(栗崎千代松君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

ここで、町長より発言の申し出がありますので、これを許します。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

町長(野崎吉郎君) 発言をお許しいただきまして、ありがとうございます。

発言につきましては、先ほど、報告第2号 専決処分について、15番、吉田議員のほうから、けが人はなかったのかという質問に対し、ございませんでしたというような報告をさせていただきましたが、誤りでございますので訂正させていただきたいと思えます。

当事者の運転者、シルバー人材センターの会員がけがをしました。2カ月ほど入院をしております。内容等について、胸椎、さらには腰椎、肺の挫傷ということと、あと頭が痛いということで2カ月ほど入院しておりますので、おわびを申し上げまして訂正させていただきたいと思えます。

以上でございます。

議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長(栗崎千代松君) 日程第6、これより議案第2号 田内地区仮置場管理工事請負契約の一部変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

町長(野崎吉郎君) それでは説明させていただきます。

議案第2号 田内地区仮置場管理工事請負契約の一部変更についてであります。本案は、平成25年3月18日に議会の議決を受けました田内地区仮置場管理工事請負契約の締結についての一部変更を行うものであります。

変更内容につきましては、当初、単体の布設を予定しておりました遮水シートについて、除去土壌等保管の安全性をより高めるため、保護マットによる補強1,775平方メートルを布設することによる増、仮置き場に一時保管となっていたフレキシブルコンテナを仮置き場に搬入する運搬費の増、平成25年4月5日付福島県土木工事単価表改正に伴うインフレスライド適用による増、その他現場精査に伴う各種数量の増減となっております。

これら変更に伴い588万8,400円の増額となり、契約金額が7,413万8,400円に変更となりますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を経て変更契約を締結するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上です。

議長（栗崎千代松君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

15番。

〔15番 吉田 伸君登壇〕

15番（吉田 伸君） 簡単なことで申しわけないと思いますけれども、仮置き場というのがなかなか理解できなくて、先ほどの説明でようやくわかったわけですが、要するに除染の量が多いと、そういうことで形が変わってきたんだと思います。それは、それだけ被害が大きいし、その対策についてやっているんだと思いますから、そういうことで質問いたします。

人件費の先ほど主幹のほうで28%くらい増加しているということで、こういうふうな金額が出ていると思いますけれども、今後こういうふうな形で、例えば公共の工事もいくんでしょうか。全体的に見て、そこら辺を伺っておきたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

町長（野崎吉郎君） 15番、吉田議員の質問にお答えさせていただきます。

今回の除染に伴って、インフレスライドというようなことがございました。こうしたことについては、この後も、こういう傾向にあるんだろうというふうに思っております。もちろん、除染については、このインフレスライドの適用に伴った、そうした積算を進めてまいりますし、除染以外の一般公共工事等についても今後、県のほうの指導に基づいて、そうした措置もとらざるを得ない、そういう場合も出てくるかと想定されますので、そうした場合には、そうした指導に基づいて対応をとってまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしいと思います。

以上で、質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（栗崎千代松君） ほかに質疑ございませんか。

6番。

〔6番 青山英樹君登壇〕

6番（青山英樹君） 田内地区の管理工事請負契約の一部変更につきましてですが、これも今、同僚議員からも質問ありましたが、8.6%の増加ということで、さきの議案の柿之内と比べると数段全く違って来る状況でございます。

これ管理の入札時期が柿之内が2月22日、田内が3月15日ということで、1カ月を切っているという短い期間の中でもって、単純に考えていきますと、同種の管理工事でありながら、片や47%、1,600万の分を引けば65%なんですね、柿之内の場合は、片や田内の今回のこちらのほうの議案のほうは8.6%ということで、極端

にそんなに違うものなのかというふうに疑問に思います。

そこについてご質問申し上げます。

議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

町長（野崎吉郎君） 6番、青山議員の質問にお答えさせていただきます。

今回の柿之内と田内地区において変更契約、増額契約があったわけですが、なぜ、柿之内と田内でこれほどの金額の開きがあるのかということですが、青山議員にもご理解いただきたいのは、柿之内の状況と田内の状況が違う。細かい内容について、青山議員についてもお示しをしながらご理解をいただければすぐにわかることだと思いますが、そうしたことで工事の種別も工事の内容等についても違ってきておりますので、当然こうした金額の違いが出るということをご理解いただきたいと思えます。

以上で、私からの説明とさせていただきます。以上です。

議長（栗崎千代松君） ほかに質疑ございませんか。

11番。

〔11番 角田秀明君登壇〕

11番（角田秀明君） 関連で質問をいたしますが、今、柿之内も田内も仮置き場の件で、かなり金額が増額しているというようなことで、修正案というようなことで追加で金額が上がってやっておるんですが、私はその関連で質問をしたいと思えますが、柿之内部落の仮置き場の件は1億数千万になったと。それから、田内の場合には7千何百万だという。ただ、私はこの関連で質問したいのは、柿之内地域の除染に対しては幾らかかったかも全然我々にお示しもない。また、田内に対しても、田内部落が何億かかったんだかもわからないと。というのは、私、他町村の議員の方に聞きますと、例えば田内部落が40数戸なので除染をやるのに、2億とか3億とかという、そういう金額を示して業者さんが除染をやっているんですが、我が矢吹町は議員の皆様もみんな理解をしていると思うので、柿之内が幾らかかったんだかもわからない、田内が幾らかかったんだかもわからない。というのは、住民の方々が、これほど宅地の除染をやっていただいているのに、どのくらいかかっているんでしょうねと言われたときに、私ははっと思ったんですよね。これは、全面的に執行側を理解しているために我々も質問もしなかったわけですが、田内に幾らかかったんだかも、柿之内に幾ら除染にかかったんだかもわからない。ただ、仮置き場の落ち葉に対しての金額が、皆さんで質疑応答が大分あるわけですがけれども、実際は宅地の除染をやった金額が幾らなのか我々わからないと。私自身も自分の宅地をやっていただいたのが幾らかかったんだかもわからないし、また、宅地全体に、40数戸の除染をやったのが幾らかかったんだかもわからないと。そういった中で、かなり厳しい測量なんか何回となくやって、それで金額が出ているというようなことですので、業者さんには相当厳しい金額で入札なり請負をさせているのかと思いますけれども、我々議員の皆さんもそうでしょうが、地域の人たちも田内部落に対してどのくらいの金額で除染の費用がかかっているのかなということがわからないものですから、その辺も関連して質問したいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

町長（野崎吉郎君） 11番、角田議員の質問にお答えさせていただきます。

仮置き場の契約金額について詳細な内容がわからないということで、詳細な内容等については、事前にお示しできなかったことについてはおわびを申し上げたいと思います。ただ、概算金額については、柿之内、平成25年2月、田内、平成25年3月ということで、議員の皆様にご概算金額を説明申し上げながら数字は提示させていただきました。この後、詳細な最終的な数字については、この議会の議決を経た後に、議員にはもちろんですが、住民の皆様にも説明を尽くしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上で私からの答弁とさせていただきます。

〔発言する者あり〕

町長（野崎吉郎君） 仮置き場ということで、除染の内容等について、今回仮置き場の変更増額契約ということで説明をさせていただきましたので、除染の全額等についてもこの後、詳細説明を尽くしてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議長（栗崎千代松君） ほかに質疑.....11番。

〔11番 角田秀明君登壇〕

11番（角田秀明君） 私の質問の仕方が悪かったのかどうかかわからないですが、私は、他町村の話をしながらというのは、地域がどのくらいかかったかということが前もってわかっていてということで私たちは今、仮置き場の審議をしていますけれども、地域全体の除染の金額がわからなかったというようなことで、どうなんだろうということ、町長はそれ、仮置き場が決まったら今度は全部の地域のやつも皆さんにお示ししますということなんで、ちょっと誤解があるのかなと思う。私は、仮置き場のことに対しては、私は別に異論はないですけれども、地域の宅地の除染をやった金額が総体的にどのくらいだったのかなということが、始まる前に普通はやるのかなと思ったんですけども、そんなことでご理解をいただいて説明を求めたいと思います。

議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

町長（野崎吉郎君） 11番、角田議員の質問にお答えさせていただきます。

先ほどの答弁で理解ができなかったということで、説明が不十分だったことをまずおわびをさせていただきます。

今回の変更契約を含めて除染にかかった費用の詳細については、この後、詳細な集計をしまして、皆様も含め住民の皆様にお示ししていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

議長（栗崎千代松君） ほかに質疑ございませんか。

6番。

〔 6 番 青山英樹君登壇 〕

6 番（青山英樹君） 再度、質疑をいたします。

町長の答弁のほうで、除染の内容あるいは条件等が違う旨を説明いただいたわけなんですけど、田内さんの場合のほうが仮置き場から仮置き場までの距離が遠くて、かえって費用がかかるのではないのかと。柿之内の場合には隣接した場所だったものですから。その辺の経費の違いもあれば、余りにもこれだけの数字の違いというものが出てこないのではないかと。特に、破碎処理関係に関しても、当初、柿之内と同様に見積もりはなかったのかと。1カ月弱の期間の中でもって片方は見積もりがなく、片方は見積りましたよというのであれば、またちょっと疑義が生じてくるんですけども、その辺がどうであったのかが、まず第1点。

第2点としましては、数値を見まして、片や千六、七百万近くも減額した上で6,000万のアップ。六十五～六%アップ。片や田内さんのほうは8.6%ということであって、客観的に見てちょっと違和感を感じないのかな、町長は、というふうに思ったものですから、それが1点。

もう一つ、今回3点ございますが、もう一つは、本当に担当者の方が数少ない中であれだけの規模の除染を担当されてやっていくと。西郷にあっては十数名の方が専属で除染対策室というものを立ち上げて、プレハブを一棟持ちながらやっていると。矢吹におきましては、本当に数名の職員さんの方が汗水流しながらやっていく中での、そういう体制の中での不備というものが積算の中で出てこなかったのかという点についての所感をお尋ねしたいと思います。

以上3点よろしくをお願いします。

議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

町長（野崎吉郎君） 6番、青山議員の質問にお答えさせていただきます。

3点ございました。今回、田内と柿之内に金額に大きな違いがあると。特に破碎関係で柿之内地区についてはあのような措置をとらせていただいたのに、田内地区についてというようなことでございますが、これについては、田内地区と柿之内の現状が違うという説明をさせていただいたのはもちろんでございますが、内容を細かく見ていきますと、田内地区については仮置き場がなかったというようなことで、対の柿之内地区には仮置き場がございましたが、それに伴って破碎というようなことでの増額変更がございましたけれども、田内地区にはそれがなかったと。

なお、2点目の違和感がなかったのかということについては、担当のほうから細かく説明を受けまして、数値的なものについて、私自身、違和感は感じなかったということでございます。

なお、3点目の矢吹町と西郷の違いということでの除染対策室の問題でございますが、これらについて矢吹町と西郷村においては環境が違うと。放射線量の高低も含めて面積、そうしたことも含めて担当課と十分に体制の充実というものを協議を深めながら除染のほう進めてきたところでございます。ただ、今後、国の動向を見きわめながら、矢吹町全体の放射線の低減化のための除染作業をスピード化を図るために、平成26年度については、今現在、体制の強化を含めた人員の増強、増加ということについても検討材料として上がっておりますので、これらについては決まり次第、皆様のほうにお示しをしてご理解をいただきたいと思っておりますの

で、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で、私からの答弁とさせていただきます。

議長（栗崎千代松君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（栗崎千代松君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第2号 田内地区仮置場管理工事請負契約の一部変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（栗崎千代松君） 日程第7、これより議案第3号 耐震性飲料水兼用貯水槽設置工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

町長（野崎吉郎君） それでは説明させていただきます。

議案第3号 耐震性飲料水兼用貯水槽設置工事請負契約の締結についてであります。本案は、火災発生時の消防水利はもとより、地震等大規模な災害が発生し、上水道が使用不可能な状況の際、町民の飲料水を確保するため耐震性飲料水兼用貯水槽を設置する工事請負契約を締結するものであります。

工事内容につきましては、中町地内の矢吹小学校校庭の地下に、飲料水として利用可能な貯水量100トンの耐震性貯水槽を設置するものであり、昨年末に役場北側駐車場敷地に設置した貯水槽と同様の施設であります。

入札につきましては、平成26年2月10日、伸和建設株式会社、株式会社阿部工業、株式会社平成工業、株式会社ヨシダ建設、高田工業株式会社、株式会社あおい矢吹支店、太田工業株式会社の7社による指名競争入札の結果、議案書のとおり7,854万円で矢吹町大町192番地、高田工業株式会社が落札しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を経て契約を締結するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上です。

議長（栗崎千代松君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（栗崎千代松君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第3号 耐震性飲料水兼用貯水槽設置工事請負契約の締結についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（栗崎千代松君） 日程第8、これより議案第4号 平成25年度矢吹町一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

町長（野崎吉郎君） それでは説明させていただきます。

議案第4号 平成25年度矢吹町一般会計補正予算（第6号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ4,162万1,000円を追加し、総額を106億1,732万2,000円とするとともに、繰越明許費の補正を行うものであります。

歳入の内容は、地方交付税919万1,000円、県支出金1,427万円、繰入金1,816万円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の内容は、民生費が屋内外運動場整備事業により1,600万円の増額、農林水産業費がふくしま森林再生事業により1,982万1,000円の増額、災害復旧費が農業施設災害復旧事業により580万円を増額するものであります。

次に、繰越明許費補正の内容につきましては、現在把握している農業施設災害復旧事業は年度内に完了いたしますが、今後、未確認の被害箇所が発覚した場合を想定し、総額1,700万円を繰越明許費として追加するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上です。

議長（栗崎千代松君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（栗崎千代松君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第4号 平成25年度矢吹町一般会計補正予算（第6号）についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

議長（栗崎千代松君） 以上で本臨時会の日程は全部終了いたしました。本日の会議を閉じます。

なお、引き続き議員控室において、全員協議会を開催いたしますので、ご協力をお願いいたします。

これにて第378回矢吹町議会臨時会を閉会といたします。

ご協力まことにありがとうございました。

（午前11時28分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成26年4月24日

議 長 栗崎 千代松

署 名 議 員 佐藤 幸市

署 名 議 員 鈴木 隆司